

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の指定管理者選定結果

- 1 施設の名称と所在地
常陸鴻巣駅ふれあい駅舎 那珂市鴻巣 1356 番地 6
- 2 指定管理者となる団体
常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会 那珂市鴻巣 1356 番地 6
- 3 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者選定委員会等の日程
平成 29 年 10 月 13 日 選定委員会の開催
(当該施設を公募によらない施設とし、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会からの指定申請を受理し、指定先とすることに決定)
平成 29 年 12 月 15 日 市議会において指定管理者の指定について議決
- 5 選定基準と審査項目

選考基準	審査項目
平等利用の確保及び事業計画の内容に関すること	設置目的に合致した管理運営に係る姿勢・意欲
	市民の平等利用の確保
公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減	利用者に対するサービスの向上
	安全対策
	管理経費の縮減
安定的な管理の確保に関すること	人的能力
	物的能力
その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定めるもの	個人情報保護

- 6 公募としないで選定した理由
当該団体は、平成 18 年 9 月から当該施設の指定管理者として適正な運営管理を行ってきた。今後も、当初の建設目的である「駅舎機能ばかりでなく、コミュニティ活動の場としての機能も併せ持つ公共施設としての位置付け」を保持することは、市民との協働を推進している行政の立場からも重要である。
このようなことから、当初の建設目的を継続していくためには、民間から指定管理者を公募するよりも、今までどおり地域の中で一定の役割を果たしている「常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会」において管理運営をされることが、市民との協働の担い手としての地域住民の視点から管理運営が図られ、住民サービスの向上につながるものとする。
よって、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年那珂市条例第 28 号）第 4 条第 2 項の規定により選定するものである。